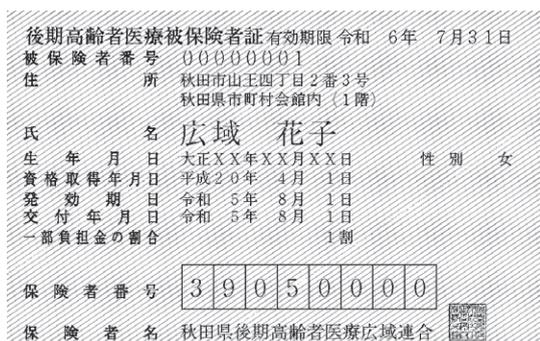


後期高齢者医療制度・被保険者証の更新について

8月1日から被保険者証が新しいものになります

後期高齢者医療保険は、75歳以上の方と65歳以上の一定の障害がある方が加入する医療保険です。被保険者証の更新に伴い、7月末までに後期高齢者医療保険に該当する方々に送付します。申請、手続きは必要ありません。8月1日以降は、新しく送付された被保険者証をお使い下さい。



今までの被保険者証(水色)
 有効期限：令和5年7月31日まで



新しく送付される被保険者証(みどり色)
 有効期限：令和5年8月1日から
 令和6年7月31日まで

◎後期高齢者医療の保険料額決定通知書が7月中に届きます

令和5年度の保険料額をお知らせする通知書をお届けします。保険料のお支払い方法は次のとおりです。

- ・特別徴収(年金からの納付)
- ・普通徴収(口座振替または納付書での納付)

特別徴収の対象とならない方の保険料は、口座振替または納付書で納めていただくことになっていますが、納め忘れがなく、納付の手間も省けるため、便利で安心な口座振替がおすすめです。

福祉医療制度・福祉医療費受給者証について

福祉医療制度とは、健康保険を使用し医療機関を受診した際に、自己負担しなければならない費用(一部負担金)を公費で負担するものです。

| 区 分 | 対 象 者 | 受給者の色 |
|-------------------|--|--|
| 乳幼児、高校生世代までの児童生徒等 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 | 白色 |
| ひとり親家庭 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある母子家庭、父子家庭の児童 | 白色 |
| 高齢身体障害者 | 65歳以上の身体障害者手帳4級～6級所持者 ※社保本人は対象外 | 白または桃色 (後期高齢者医療加入者) |
| 重度心身障害(児)者 | 身体障害者手帳1～3級 または療養手帳A所持者 | 青色(社会保険本人加入者) 白色(国保加入者、社会保険扶養者) 桃色(後期高齢者医療加入者) |

○福祉医療費を受給されている方へ

現在使用されている受給者証は期限が7月31日までとなっています。対象者には更新後の受給者証を7月中に郵送いたしますので、8月以降に医療機関等を受診される際には必ず新しい受給者証を掲示してください。また、重度心身障害(児)の該当者で白色、赤色の受給者証の方、高校生世代の方は更新対象ではありません。有効期限を確認し、現在お持ちの受給者証を8月以降もご使用ください。

■お問い合わせ先 町民課町民生活班 (TEL29-3928)